

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の外壁の後退距離の限度1.0mの適用除外の規定を設けます。

(H28年3月1日以降に道路事業等により道路境界線が変更された場合について適用されます。)

どうして？

公共事業による道路の新設や拡幅により、道路境界線が変更され、建築物等の外壁等の面から変更された道路境界線までの距離1.0m（札幌市で定めている外壁の後退距離の限度）を守れない建築物が発生するため、変更された道路境界線から建築物等の距離に限り外壁の後退距離の限度1.0mの適用除外の規定を設けます。

どんな内容？

外壁の後退距離の限度1.0mの一部適用除外

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域における外壁の後退距離の限度1.0mを下記の場合に限り適用除外といたします。ただし、道路境界線の変更以前から建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反している建築物は対象となりません。

1. 道路法による道路又は都市計画道路に関する公共事業により道路境界線が変更される以前からあった建築物又は建築、修繕、模様替、用途変更の工事中の建築物の場合は、道路境界線の変更後、外壁の後退距離の限度1.0mを適用除外いたします。



